

○法 務 省
厚生労働省 令第五号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第八
条第二項第六号及び第九条第二号（同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を
改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月二十九日

法 務 大 臣 上 川 陽 子

厚生労働大臣 加藤 勝信

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令の
一部を改正する省令

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成
二十九年 法 務 省 令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の

傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		別表第一及び別表第二を次のように加える。 別表第一 一〇五（略） 六 その他（四職種七作業） 職種 作業 試験 試験実施者 （略） 自動車整備 自動車整備 外国人自動車整備技能実習 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 備 備作業 整備技能実習 車整備振興会連合会 介護 介護 介護技能実習 一般社団法人シルバーサ―ビス振興会 七（略）	
別表第二 一〇六（略） 七 その他（十三職種二十五作業） 職種 作業 （略） ビルクリーニング ビルクリーニング作業 介護 介護 八（略）		別表第一及び別表第二を次のように加える。 別表第一 一〇五（略） 六 その他（三職種六作業） 職種 作業 試験 試験実施者 （略） 自動車整備 自動車整備 外国人自動車整備技能実習 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 備 備作業 整備技能実習 車整備振興会連合会 （新設） 評価試験 七（略）	
別表第二 一〇六（略） 七 その他（十二職種二十四作業） 職種 作業 （略） ビルクリーニング ビルクリーニング作業 （新設） 八（略）			

附 則

この省令は、公布の日から施行する。